

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月2日
【会社名】	株式会社エル・シー・エーホールディングス
【英訳名】	LCA Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桑田 正明
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 隆徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 隆徳
【縦覧に供する場所】	株式会社エル・シー・エーホールディングス東京本社 (東京都港区虎ノ門一丁目17番1号)

1【提出理由】

当社、元連結子会社株式会社ユー・エフ・リンク及び株式会社ユー・エフ・リンク元代表取締役に対して提起された訴訟につきまして判決が言い渡されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所
訴訟の提起日 平成27年8月24日

(2)当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東京信用保証協会
所在地 東京都中央区八重洲二丁目6番17号
代表者理事 村山 寛司

(3)当該訴訟の原因及び訴訟に至った経緯

当社の元連結子会社である株式会社ユー・エフ・リンクは、平成19年8月17日付で朝日信用金庫より東京信用保証協会の保証付きによる60,000千円の借入を行い、当社及び株式会社ユー・エフ・リンク元代表は、求償金債務について連帯保証致しました。しかしながら、株式会社ユー・エフ・リンクが債務の履行を怠ったことから、朝日信用金庫より請求を受け、平成22年6月23日に期限の利益を失い、残額を即時に支払うべき責を負うに至りました。その後、東京信用保証協会は、平成22年9月10日、信用保証債務の履行として上記借入金債務残高4,357万8,000円及び利息金34万8,518円の合計4,392万6,518円を朝日信用金庫に対して代位弁済し、株式会社ユー・エフ・リンクに対する求償金債権、並びに当社及び株式会社ユー・エフ・リンク元代表に対する連帯保証債務履行請求権を取得することとなりました。その後、当社は東京信用保証協会と協議を続け、連帯保証債務の履行を継続しております。

今般、東京信用保証協会は、主債務者である株式会社ユー・エフ・リンクの時効到来に関し、債務承認等が得られないため、時効の延長を主眼として本件訴訟を提起したものであります。

(4)当該訴訟における請求の趣旨

被告らは、原告に対し、連帯して、金6,747万6,479円及び内金4,150万8,128円に対する平成26年12月27日から支払い済みまで年14%の割合（年365日の日割計算）による金員を支払え。
訴訟費用は被告の負担とする。

(5)当該訴訟の判決があった年月日

平成27年11月4日

(6)当該訴訟の判決の内容及び損害賠償支払金額

被告株式会社エル・シー・エーホールディングスは、原告に対し、6,747万6,479円及び4,150万8,128円に対する平成26年12月27日から支払済みまで年14%の割合（年365日の日割計算）による金員を支払え。

被告株式会社ユー・エフ・リンク元代表は、原告に対し、6,747万6,479円及びうち4,150万8,128円に対する平成26年12月27日から支払済みまで年14%の割合（年365日の日割計算）による金員を支払え。

訴訟費用は被告らの負担とする。

この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

以上